

改正 平成7年3月30日 一部改正 平成26年3月31日 一部改正
令和2年2月27日 一部改正 令和5年3月3日 一部改正

（目的）

第1条 本規則は、学校法人成城学園（以下「学園」という。）が設置する成城学園伊勢原総合グラウンド（以下「伊勢原グラウンド」という。）の利用に関する事項を定めることを目的とする。

（用途）

第2条 伊勢原グラウンドは、次の用途に利用することができる。

- （1） 学園行事並びに成城大学、成城学園中学校高等学校、成城学園初等学校、成城幼稚園（以下「各校」という。）の授業及び学校行事
- （2） 各校における課外活動
- （3） 各校に在籍する学生、生徒、児童、園児及び学園教職員の活動
- （4） 学園を定年退職した者の活動
- （5） 学園の卒業生の活動
- （6） その他、成城学園伊勢原総合グラウンド及び伊勢原合宿所の管理運営規則第2条に定められた管理施設運営委員会（以下、「委員会」という。）が認めた者の活動

（利用区分）

第3条 利用に当たっての優先順位は、前条各号の順とし、前条第1号の利用の際は同条第2号以下の利用を認めないことがある。

- 2 各学校の定める休暇中の利用に関しては、委員会及び別に定めるグラウンド調整会議の議を経て決定する。
- 3 学校行事に関する利用は、委員会及び体育連絡委員会の議を経て優先利用の順にかかわらず、その利用を定めることができる。

（管理責任者及び管理担当者）

第4条 伊勢原グラウンドの管理責任者は法人事務局長とし、管理は法人事務局財務部管財課長（以下「管理担当者」という。）が行う。

- 2 管理担当者は、伊勢原グラウンドの施設維持及び管理する目的で、施設担当者（管理施設の維持及び運営業務を委託する者を含む。）をおく。

（利用許可）

第5条 伊勢原グラウンドを第2条第1号以外の用途で利用する時は、所定の手続によって管理責任者の許可を受けなければならない。

- 2 利用を許可する場合は、第3条の優先順位によるものとする。
- 3 利用申込みが重複した場合は原則として申込順とする。
- 4 利用を許可した場合は、許可書を発行する。利用者は、施設担当者にこれを提示しなければならない。

（申込開始日）

第6条 第2条第2号による利用希望者は、利用の2か月前から申込手続ができる。

- 2 第2条第3号による利用希望者は、利用の6週間前から申込手続ができる。
- 3 第2条第4号ないし第6号による利用希望者は、利用の1か月前から申込手続ができる。

（申込期限）

第7条 無償利用の場合、利用希望者は利用開始日の3営業日前までに申込みを行わなければならない。

- 2 学園窓口における現金支払の場合、利用希望者は利用開始日の3営業日前までに申込みを行い、料金を払い込まなければならない。

3 学園窓口以外における学園指定の方法での支払いの場合、利用希望者は利用開始日の4営業日前までに申込みを行い、料金を払い込まなければならない。

4 前2項における営業日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか、学園の一斉休暇期間を除いた日をいう。

（利用事項の変更）

第8条 利用許可書の記載事項に変更が生じた場合は速やかに管理担当者又は施設担当者まで届け出なければならない。

（目的外利用および転貸の禁止）

第9条 利用者は施設を許可された目的以外に利用してはならない。又は他の者に転貸してはならない。

（利用時間）

第10条 伊勢原グラウンドの利用時間は次のとおりとする。

4月1日～9月30日 午前9時～午後6時

10月1日～3月31日 午前9時～午後5時

2 利用時間枠は、以下のとおりとする。

午前 午前9時～午後1時

午後 午後1時～前項の利用終了時刻

3 冬期休暇中（12月25日～1月7日）は原則としてグラウンドの利用は認めない。

（遵守事項）

第11条 利用者は次の各号を遵守しなければならない。

（1）グラウンドの設備、備品及び用具を無断で変更又は使用しないこと。

（2）定められた場所以外で喫煙又は飲食しないこと。

（3）火気、盗難に注意し、利用後は速やかに設備、備品及び用具を片付け、清掃に心掛けること。

（4）事故の際は直ちに管理者に連絡すること。

（5）天候等によりグラウンドの状態が不良の場合は、原則として利用しないこと。

（6）自動車、オートバイ等は所定の場所以外に駐車しないこと。

（7）テニスコートにおいてはテニスシューズを着用し、利用の前後には必ずコートブラシをかけること。

（8）その他施設担当者の指示に従うこと。

（利用者の報告義務）

第12条 利用者は利用後、速やかにその設備、備品を原状に復し、施設担当者に報告した上で点検を受けなければならない。

（利用許可の変更又は取り消し）

第13条 学園において緊急に必要と判断した場合は、利用条件を変更し、又は利用許可を取り消すことがある。

（損害賠償）

第14条 利用者が故意又は重大な過失により設備、備品及び用具に損害を生じさせた場合は、その損害を弁償しなければならない。

（違反者の利用取り消しおよび利用禁止）

第15条 利用者が本規則に違反もしくは管理担当者又は施設担当者の指示に従わないときは、その利用を取り消し、以後の利用を禁止することがある。

（利用料金）

第16条 利用料金は、別表のとおりとする。

2 利用開始前日の正午までに取消し又は変更の申込みがあった場合は、利用料金の全額を返還する。それ以降は料金を返還しない。

（その他）

第17条 本規則に定めない事項については、委員会において協議決定する。

（規則の改廃）

第18条 本規則の改廃は、委員会の議を経て、法人事務局長が行うものとする。

附 則

平成7年3月30日一部改正

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。